

令和元年5月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 令和元年5月30日（木）午後4時00分～午後5時00分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	仲野 務	山元 直美	勝山 健一	南 栄子

- ◎ 事務局

山本 教育総務課長	山下 教育総務部長	山本 生涯学習部長	古村 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
正木 生涯学習部 次長兼 生涯学習課長	辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	阪本 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
井尻 金剛図書館長				
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

令和元年度 5 月定例教育委員会会議録

令和元年 5 月 30 日(木)

開会：午後 4 時 00 分

閉会：午後 5 時 00 分

山本教育総務課長

令和元年度 5 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、6 月 25 日（火）午後 2 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、令和元年度 5 月定例教育委員会会議を開会いたします。

まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、勝山委員よろしくをお願いいたします。

勝山委員

わかりました。

芝本教育長

続きまして、日程第 2、会議録の承認について、先月 4 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 4 件の報告がございます。それでは、報告第 2 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についてですが、今月は新たに承認申請のあった行事が 1 件ございますので、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習課次長

新たに後援名義承認申請のありました行事につきまして、説明させていただきます。行事名は、25th anniversary performance、主催者は、バレエスタジオサンティエさんで、富田林市寿町にありますバレエ教室でございます。内容は、バレエを中心とするダンス大会で、期日は令和 2 年 2 月 29 日（土）、場所はすばるホールの 2 階ホール、対象は一般で、参加料は記載のとおりでございます。バレエスタジオサンティエさんは、富田林のダンス連盟に加入しておりまして、今回の行事内容につきましては、営利目的や政治活動、宗教活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上、よろしくをお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、①の行事につきまして、何かご質問等はございませんか。

山元委員

今のご説明では、対象者は一般ということでしたが、別紙の資料には参加対象者が、バレエスタジオの生徒及びプロダンサーと記載されています。これは記載間違いですか。

正木生涯学習課次長

議案書記載の一般は、この行事を鑑賞に来られる入場者を対象者と記載しており、別紙資料については、この行事の出演するバレエスタジオの生徒及びプロダンサーを対象者として記載しております。

山元委員
正木生涯学習部次長
勝山委員
正木生涯学習部次長
勝山委員
正木生涯学習部次長
山元委員
正木生涯学習部次長
山元委員
正木生涯学習部次長
南委員
正木生涯学習部次長
山元委員
正木生涯学習部次長
仲野委員
正木生涯学習部次長
芝本教育長
山元委員
山本教育総務課長
山元委員
山本教育総務課長
山元委員
正木生涯学習部次長

この行事を鑑賞に来られる入場者が、記載されている金額を支払うのですか。
はい、そのとおりでございます。

参加料は、行事に出演される方が支払うものではないということですね。
はい、そのとおりでございます。この参加料は、行事を鑑賞に来られる入場者が支払うものでございます。

このダンス大会は、教育委員会が後援するほどのものなのかという気はしますが、教育委員会の後援等に関する事務処理要領では、後援することができない条件等を明記しておりますが、本行事については、それら条件には該当しないものであることから、後援申請を行うものでございます。

この参加料については、バレエスタジオに入るのですか。
はい、そのとおりでございます。

例えば、このすばるホールの2階を借りて、これだけの経費が必要なのでしょうか。この行事について、後援名義するべきものなのかと少し疑問を感じました。
この後援名義の申請の際に、事業収支の予算書をいただいております。その資料では、舞台そのものの使用料はさほど掛かりませんが、舞台セットや人件費等で約100万円掛かっております。また、バレエスタジオの負担金が150万円ほどありまして、この負担金と合わせた収支で利益がでないよう収支予算が組まれております。

この舞台に出演される生徒の皆さんは、参加料は支払っているのでしょうか。
ご質問の件については確認ができておらず推測にはなりますが、収支予算のバレエスタジオの負担金の中には、含まれているのではないかと思います。

このダンスは、どのようなダンスなのですか、クラシックダンスなどもあるのですか。
クラシックダンスやその他のダンスも含まれております。

ダンス大会と記載されていますが、どのようなことをされるのですか。
内容につきましては、プロダンサーとダンススタジオの生徒さんを含めた発表会を行うということで、大会という表現をされております。

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、これまで承認したことのある②から⑨の行事について、何かご質問等はございませんか。

④のラプリーハロウィーン in かわちながの2019について、この行事は何人ほど募集されているのですか。募集人数があるのか、誰でも問題ないのか、募集人数を上回ると断られることもあるのでしょうか。
かぼちゃのランタン作りについては、事業予算書では40人、コンサートにつきましては700人となっております。

では、この人数を上回ると断られることもあるということですね。
はい、そのとおりでございます。

⑧のとんだばやし混声合唱団、第23回定期演奏会について、すばるホールを使用されますが、以前、後援名義申請のありました少年少女合唱団では、音響効果のためにさやかホールを使用されるというお話がありました。今回の行事は、すばるホールを使用することで納得されているのでしょうか。
音響効果については、さやかホールも良いことは確かですが、今回の行事は、集客

人数等も多いことから、より大きな会場として、すばるホールをご使用いただくこととなっております。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第2号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第3号、平成30年度富田林市一般会計補正予算の専決処分について、教育総務課より説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第3号、平成30年度富田林市一般会計補正予算の専決処分について、ご説明させていただきます。国における平成30年度一般会計補正予算を活用いたしまして、平成31年度に実施予定をしておりました小学校・中学校大規模改造事業、小学校・中学校防災機能強化事業につきまして、平成30年度に前倒して、平成31年3月29日に専決処分させていただき、次年度に繰越して工事を実施するものでございます。

次に、その内容でございますが、小学校・中学校大規模改造事業につきましては、東条小学校、高辺台小学校、明治池中学校のトイレの洋式化に係る大規模改修工事で、事業費は、委託料・工事請負費を合わせ、6,670万円でございます。小学校・中学校防災機能強化事業につきましては、彼方小学校、高辺台小学校、喜志西小学校、藤沢台小学校、喜志中学校、明治池中学校の屋内運動場の非構造部材耐震化工事で、事業費は、委託料・工事請負費を合わせ、1億9,444万円でございます。以上で、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第3号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第4号、平成30年度富田林市一般会計予算繰越明許費について、関係課より報告を受けます。まず最初に教育総務課より説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第4号、平成30年度大阪府富田林市一般会計予算繰越明許費につきまして、教育総務課関係のご説明をさせていただきます。報告第4号をご覧ください。事業名、小学校施設改修事業の603万8千円、中学校施設改修事業の223万6千円、幼稚園施設改修事業の469万3千円につきましては、いずれもコンクリートブロック塀の改修工事におきまして、代替え設置を行うフェンスの納期に遅れが生じ、年度内に事業が完了しなかったため、繰越させていただくものです。

次に、小学校大規模改造事業の4,860万円、中学校大規模改造事業の1,810万円、小学校防災機能強化事業の1億2,294万円、中学校防災機能強化事業の7,150万円につきましては、先ほど報告第3号でご説明させていただきました、国の平成30年度補正予算を活用し実施するもので、すべての事業において年度内に事業完了ができないことから、繰越させていただくものでございます。なお、財源の内訳は左に記載のとおりでございます。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。続きまして、文化財課より説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、報告第4号、平成30年度大阪府富田林市一般会計補正予算繰越明許費についてご説明を申し上げます。今回の平成30年度補正予算の専決処分ですが、昨年9月の台風21号被害による伝統的建造物について、所有者や文化庁との協議、施工業者や資材の不足などにより、修理に日数を要することから、平成30年度内に修

理完了が見込めないとして、17 件分 4,452 万 4 千円を繰越させていただき、完了後に富田林市伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金交付要綱に基づき補助を行なうものです。これに伴い、市への歳入見込額が、国庫補助金として 2,287 万 2 千円でございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、報告第 4 号につきましては、これで終わります。続きまして、報告第 5 号、富田林学校給食株式会社の平成 30 年度事業報告及び平成 31 年度事業計画等について、学校給食課より説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、報告第 5 号、富田林学校給食株式会社の平成 30 年度事業報告及び平成 31 年度事業計画等について、報告をさせていただきます。なお、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、6 月市議会にも報告をいたします。最初に、平成 30 年度の事業報告書及び決算報告書をご説明いたします。事業報告書の 1 ページをお願いいたします。

本決算につきましては、去る 5 月 15 日に当株式会社の監査役による監査を受けております。まず、事業報告ですが、2 ページをお願いいたします。事業期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。新給食センターで実施いたしました給食日数は 183 日、食数は、試食その他を含めて、年間 100 万 2,598 食でございました。1 日平均にいたしますと 5,479 食となります。

事業内容といたしまして、新学校給食センターのドライシステム及び衛生区画を明確化した調理場を使用し、富田林市小学校給食衛生管理基準、及び小学校給食調理業務の手引きを遵守した調理業務を行いました。また、平成 30 年 10 月からは新たにノロウイルス検査を実施しました。調理場内の衛生管理として、50 検体の一般生菌・大腸菌群の拭き取り検査を実施しました。

給食配送業務として、新たに導入した食器・トレイを第 1 便として配送し、第 2 便として保温・保冷機能を高めた食缶に給食を配缶し全 16 小学校へ配送を行いました。また、本市中学校給食物資を給食センターで一括受領した後、8 中学校へ配送も行いました。その他、研修事業といたしまして、調理員を対象に、藤井寺保健所から講師を招き、食品衛生講習会を開催しました。次に、平成 30 年度の役員構成について、役員状況により示しておりますので、ご参照ください。

続きまして、決算報告について、ご説明いたします。3 ページの貸借対照表をご覧ください。まず資産の部では、現金預金が 1,269 万 8,955 円、未収入金が 1,585 万 3,000 円でございます。一方、未払金や預り金等の負債の計が 2,700 万 1,535 円となり、純資産が 155 万 420 円で、負債と純資産の合計は資産の部計と同額の 2,855 万 1,955 円でございます。なお、純資産の部、繰越利益剰余金の 44 万 9,580 円の減は、株式会社設立に係る諸費用及び社印の購入等によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。事業費明細書でございますが、事業活動収入といたしまして、補助金等収入で 2 億 3,691 万 1,794 円、雑収入が 3 万 68 円で、合計といたしまして 2 億 3,694 万 1,862 円でございます。

一方、事業活動支出といたしましては、調理員等の人件費及び消耗品などの管理

経費で2億3,685万3,462円、法人税等で8万8,400円、合計としまして、事業活動収入と同額の2億3,694万1,862円でございます。なお、その他資料といたしまして、4ページに損益計算書、6ページに株主資本等変動計算書、7ページに個別注記表、8ページに勘定科目内訳明細書を添付しております。続きまして、平成31年度の事業計画書及び収支予算書につきまして、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。

まず、事業計画ですが、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間でございます。次に、調理予定人数としまして、全16小学校分の1日5,634食で、給食実施予定日数は186日の予定でございます。

次に、事業内容といたしまして、小学校給食の調理等業務、配回收業務、中学校給食物資の配送業務、その他安全な給食調理を行うための調査研究事業を行ってまいります。研修事業といたしましては、食中毒予防研修会への参加やアレルギー対応給食の研修会、その他社員研修を予定いたしております。役員の構成につきましては、役員の状況として示しておりますので、ご参照ください。次に、令和元年度収支予算書につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください

初めに、事業活動収入でございますが、補助金収入が1億7,349万3,000円、受託金収入が5,872万2,000円、雑収入が1,000円で、収入合計としましては2億3,221万6,000円となっております。

次に、事業活動支出でございますが、調理業務等を実施するための人件費、消耗品費、委託料、賃借料などの管理費支出で、次ページに渡りますが、支出合計としましては、収入合計と同額の2億3,221万6,000円となっております。以上で、富田林学校給食株式会社の平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画等についての報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

南委員

今回の収支報告等とはあまり関係しませんが、幼稚園の園児にも給食を出してほしいと要望が出ているようなことお聞きしたのですが、そういうことはまったく実現できないものなのか、考える余地はあるのでしょうか。

金銅教育総務部理事

現在、幼稚園の子どもたちが、小学1年生に上がるために、小学校の給食がどういうものかということを理解するために、給食を試食する機会を設けております。その時には、小学校に試食会の給食を配送し、幼稚園の園児が試食会として、給食を食べることは実現しておりますが、現在の共同調理場で実施している給食を幼稚園までお届けするという事は、現在の状況では非常に難しいものと認識しております。

山元委員

31年度の事業計画書のところで、お聞きしたいことが2件あります。新しい給食センターになってから1年が経つ中で、いろいろ経験したことを活かしてと書いてありますが、例えば、想定内のこともあったとは思いますが、これは想定外だったということがあれば教えてください。また、研修事業に対して3点書いてありますが、この中で具体的に決まっているものがあれば教えてください。

金銅教育総務部理事

まず、1点目としまして、新しい給食センターになりまして、調理器具が大幅に変

わっております。焼き物というものがございしますが、これまではガス火力で鉄板の上で調理するものでしたが、これがスチームコンベクションオープンになりまして、蒸す、焼くということができるようになりました。しかしながら、機械の中で熱風が一定に流れないために、20段あるホテルパンの中で良く焼けているものと焼けていないものが発生する場合があります、調理時間を変えるなど調整しながら調理していることがございます。

2点目につきましては、藤井寺保健所に講師を依頼し、7月にアレルギー関係の研修を行う予定としております。

仲野委員

平成30年度事業報告書の2ページ、事業内容の報告で、調理前、調理後などの食材50検体の一般生菌・大腸菌群の検査を実施したとありますが、この50検体というのは、何か基準があるのか任意なのか、多いのか少ないのかを教えてください。

金銅教育総務部理事

この検査については、任意に検体を決めております。方法としましては栄養士が汚染されているであろうと予測される食材、取っ手などを抽出して、ふき取り検査等を実施しております。検体数については、以前では100検体近い時もあり、数は減っておりますが、新しい給食センターになりましたので、汚染等の心配は低減されておりますことから、検体数は減少しております。

仲野委員

役員の状況について、30年度は3名の方で、新年度では4名となり、取締役が1名増えていますが、何か意味があるのでしょうか。

金銅教育総務部理事

取締役1名が週1日の勤務になることから、週4日勤務の取締役1名を増員しております。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第5号につきましては、これで終わります。引き続き、子どもたちに安全で安心で美味しい給食を提供できるようお願いいたします。続きまして、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は6件の案件がございします。それでは、議案第7号、富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命について、教育指導室より説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、議案第7号、富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。資料の議案第7号をご覧ください。富田林市就学相談推進委員会は、特別支援教育に関して、富田林市立の幼稚園、小学校、中学校に就園・就学する園児・児童・生徒の適切な就園・就学を推進するため、そのあり方及び方向性について研究審議し、意見を具申することを目的として、年2回開催しております。この度は、同委員会規則第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの2年間でございします。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。ご審議よろしくをお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第7号につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第7号につきましては、提案どおり議決させていただきます。適切な就学相談が行われるようよろしくをお願いいたします。続きまして、議案第8号、富田林市奨学金審査会委員の委嘱・任命について、教育指導室より説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、議案第 8 号、富田林市奨学金審査会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。資料の議案第 8 号をご覧ください。富田林市奨学金審査会は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のために高等学校への修学が困難な者の修学を保障するため、本市が実施している奨学金制度において、適正な選考を図ることを目的として、設置しております。この度は、同審査会条例第 7 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和元年 7 月 17 日から令和 3 年 7 月 16 日の 2 年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。ご審議よろしくお願いいいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 8 号につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第 8 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。奨学金の適用につきましては、子どもたちの学習に資するように適切な運用をお願いいたします。続きまして、議案第 9 号、富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命について、学校給食課より説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、議案第 9 号、富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命について、ご説明させていただきます。中学校給食会は、市立中学校において、生徒の健全な発達に資するため、給食の円滑な実施を図る団体で、理事には中学校校長や教頭並びに給食担当教職員、PTA 代表、学識経験者、市教育委員会、行政担当者などで構成されています。今回、中学校給食会設置要綱第 3 条の規定により令和元年度の理事を委嘱・任命するにあたり、議決を頂くものです。また、令和元年度、中学校給食会理事会が 5 月 21 日に開催されており、教育委員会のご承認が前後する形となりまして申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは表をご覧ください。

令和元年度理事の委嘱・任命につきまして、すべての区分の選出を、5 月 21 日にさせていただいておりますので、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 21 日と 5 月 21 日から令和 2 年 3 月 31 日までの委嘱状・任命状をお渡ししております。それぞれ変更になりました氏名欄が網掛けになっている方が新たに理事として委嘱・任命させていただく方々です。新理事には、今後、献立作成部会、物資購入部会、給食主任部会や物資納入業者選定部会の 4 部会に分かれ、それぞれ活動していただくことになります。以上、中学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 9 号につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第 9 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。理事会などの意見を参考に、安全で安心で栄養バランスに富んだ美味しい給食をこれからもよろしくお願いいいたします。続きまして、議案第 10 号、富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、生涯学習課より説明をお願いします。

正木生涯学習部次長

それでは、議案第 10 号、富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。今回の規則改正につきましては、規則内の生涯学習部生涯学習課の係名及び事務分掌の改正となります。資料の新旧対照表をご覧ください

今回、改正される箇所につきましては、係名が青少年係から社会教育事業係に、社会教育係から社会教育管理係に改正するものでございます。また、現行の青少年係の(2)きらめき創造館に関する事を、富田林市きらめき創造館の事業に関する事、新たに社会教育管理係の中に(10)としまして、富田林市きらめき創造館の管理に関する事を追加いたします。以上、富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第10号につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第10号につきましては、提案どおり議決させていただきます。新たに定めます事務分掌に従い、適切な事務執行をお願いいたします。続きまして、議案第11号、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命について、文化財課より説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第11号、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命についてご説明を申し上げます。当審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するものでございます。当審議会委員につきましては、富田林市伝統的建造物群保存条例第12条第3項に基づき委員会が委嘱又は任命することとなっております。

今回の委嘱につきましては、地元関係者区分として、地元保存会である富田林市内町をまもり・そだてる会から役職等の変更に伴い、選出されております委員の変更及び、学識経験者区分として、市議会選出議員の変更に伴うものでございます。氏名は下段の新旧対照表の通りです。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、令和元年7月31日までとなっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第11号につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第11号につきましては、提案どおり議決させていただきます。今後も伝統的建造物群保存地区の保存と活用について、重要な事ですので、委員の皆様の意見を参考に、適切に進めていただくようお願いいたします。続きまして、議案第12号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、図書館より説明をお願いします。

尾谷中央図書館長

それでは、議案第12号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、提案の理由並びに内容の説明をさせていただきます。図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として、設置しております。本協議会委員につきましては、選出団体の人事異動に伴いまして変更承認をお願いするものです。お手元の議案書の網掛けの部分の変更のあったものです。なお、任期につきましては、図書館条例、第3条第4項の規定により、残任期間の令和元年7月1日より令和2年6月30日迄でございます。以上で提案内容の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ申し上げます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第12号につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第12号につきましては、提案どおり議決させていただきます。この間、読書活動の大切さでありますとか、高度情報化社会

になり、情報を読み取る力の大切さが言われていますので、協議会委員の皆様のご意見を頂きながら、本市の読書活動の推進を図っていただきます。よろしくお願いたします。続きまして、日程第5、富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は4件の案件がございますが、議案第1号から4号については、関連しますので、一括して文化財課より説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号から4号について、関連していますので、続けて説明させていただきます。議案第1号、富田林市立じないまち交流館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、大阪府内で唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区、富田林寺内町内に位置する、じないまち交流館、重要文化財旧杉山家住宅、寺内町センター、じないまち展望広場の4施設について、各施設の設置目的の整理を行い、位置づけを明確にし、じないまち交流館の新たな指定管理期間の開始時期に合わせ、指定管理者制度へ移行するとともに、じないまち展望広場以外の3施設に利用料金制度を導入し、令和2年4月1日から、4施設を包括的に管理運営するための所要の改正を行うものでございます。

これは、富田林寺内町内の4施設を一体的に維持、管理、運営することにより、利用者サービスや利便性の向上、管理運営の効率化、更には、歴史資料を含む施設の有効活用等を図るとともに、これまで以上に富田林寺内町に関する啓発を推進することで、近年、やや減少傾向にある地域の交流人口の増加を図り、地域活性化を目指すことを目的とし、指定管理者には、地元保存会との連携協力、学芸員勤務を条件といたします。

次に、その内容でございますが、第1条の設置目的を改め、富田林寺内町の歴史と文化を生かしたまちづくりの推進と、地域の賑わいや交流を創出する拠点と位置づけました。第4条では、指定管理者が行う業務として富田林寺内町の賑わいづくりと魅力発信に関する業務を1号付け加え、第7条では、利用の許可が必要な場所として展示スペースを追加するとともに、「特別設備等の設置許可」に関する規定を加えました。第9条に、利用料金に関する規定を加え、交流館の施設利用や催物等の参加に係る料金を指定管理者の収入として収受するものとし、同条第4項や別表でその上限額を定めました。第10条では、利用料金の免除について、第14条では、利用者は職員の立入りを拒むことができないこと、第16条では、入館の制限を、新たに定めました。

その他につきましては、利用料金制度や、他の3施設の条例との整合に伴う文言や字句の訂正と、条項等の整備等でございます。また、第9条の利用料金ですが、別表のとおりで、展示スペースを非営利目的のみの利用、小会議室、和室1・2を営利目的利用の場合、その2倍、指定管理者等が催し物を主催する場合の参加料として1回4,000円以内とし、それぞれ上限額とします。指定管理者があらかじめ、その金額の範囲内で委員会の承認を得て定めるものとしております。なお、附則では、条例の施行日を令和2年4月1日とし、処分及び手続等や利用料金の適用についての経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第2号、富田林市重要文化財旧杉山家住宅設置条例の一部を改

正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由につきましては議案第 1 号と同様でございます。次に、その内容でございますが、題名を重要文化財建造物の位置づけを明確にするため、公共施設の設置ではなく重要文化財旧杉山家住宅条例に改め、第 3 条では、旧杉山家に関する業務を委員会が指定するものに行わせること、第 4 条では、指定管理者が行う業務を規定する条項を加えました。第 5 条では、開館時間及び休館日を規則で定めること、第 6 条では、観覧券の発行について、規定しました。第 7 条に、利用料金に関する規定を加え、旧杉山家の観覧料と、新たに設定した催物等の参加に係る料金を指定管理者の収入として収受するものとし、同条第 4 項や別表で、その上限額を定めました。なお、施設貸しを廃止するとともに、観覧料につきましては、1 日利用料金は従前どおりとする他、新たに年間利用料金を設定しました。第 8 条では、利用料金の免除を、第 10 条では、観覧等の制限を、第 11 条では損害賠償を、第 12 条では免責について定めております。

その他につきましては、指定管理者制度への移行、利用料金制度や他の 3 施設の条例との整合に伴う文言や字句の訂正と条項等の整備等でございます。また、第 7 条の利用料金ですが、観覧料は、従前と同額とし、新たに年間利用料を新設します。指定管理者等が催し物を主催する場合の参加料として 1 回 4,000 円以内とし、それぞれ上限額とします。これも指定管理者があらかじめ、その金額の範囲内で委員会の承認を得て定めるものとしております。なお、附則では、条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日とし、処分及び手続等や利用料金の適用についての経過措置を規定するものがございます。

続いて、議案第 3 号、富田林市立寺内町センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案の理由につきましては、議案第 1 号と同様でございます。

次に、その内容でございますが、第 1 条の設置目的を、寺内町町並み保全事業の推進を図るためから、富田林寺内町の歴史及び文化に関する資料の活用を図り、市民文化の向上に資するとともに、歴史的町並みの保全に対する理解を深めるために改めました。第 3 条では、センターに関する業務を委員会が指定するものに行わせること、第 4 条では、指定管理者が行う業務を規定する条項を加えました。第 5 条では、開館時間及び休館日を規則で定めることとし、第 7 条の利用の許可において、指定管理者は管理上必要な条件を付することができることとし、特別設備等の設置許可を加えました。第 9 条に、利用料金に関する規定を加え、センターの施設利用や講座等の受講に係る料金を指定管理者の収入として収受するものとし、同条第 4 項や別表で、その上限額を定めました。第 10 条では、利用料金の免除を、第 12 条では、権利譲渡等の禁止を、第 13 条では、原状回復義務を、第 14 条では、利用者は職員の立入りを拒むことができないこと、第 16 条では入館の制限について、第 17 条では損害賠償を、第 18 条では、免責について規定しました。また、第 9 条の利用料金に関する規定ですが、センター 2 階にあります会議室と和室について、別表のとおり非営利目的の利用のみ、指定管理者等が講座等を主催する場合の受講料として、1 回 2,000 円以内とし、それぞれ上限額とします。他施設と同様、指定管理者があらかじめ、その金額の範囲

内で委員会の承認を得て定めるものとしております。その他につきましては、指定管理者制度への移行、利用料金制度や他の 3 施設の条例との整合に伴う文言や字句の訂正と条項等の整備等でございます。なお、附則では、条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日とし、処分及び手続等や利用料金の適用についての経過措置を規定するものでございます。

続いて、議案第 4 号、富田林市立じないまち展望広場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案の理由につきましては、議案第 1 号と同様でございます。

次に、その内容でございますが、第 1 条の設置目的を、富田林寺内町の歴史的景観の継承及び市民生活の潤いと憩いの場に供するためと改めました。第 3 条では、広場に関する業務を委員会が指定するものに行わせること、第 4 条では指定管理者が行う業務を規定する条項を加えました。第 7 条の使用の許可において、指定管理者は管理上必要な条件を付することができることとし、特別設備等の設置許可を加えました。第 10 条では、権利譲渡等の禁止を、第 12 条では、使用者は入場者及び職員の立入りを拒むことができないこと、第 14 条では、入場の制限について規定しました。その他につきましては、指定管理者制度への移行や他の 3 施設の条例との整合等に伴う文言や字句の訂正と条項等の整備等でございます。なお、附則では、条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日とし、処分及び手続等についての経過措置を規定しております。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 1 号から 4 号につきまして、何かご質問等はございませんか。

それでは私の方から、今回、利用料金を新たに設定することについて、料金設定をどのようにされたのか説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

じないまち交流館につきましては、現在は無料で使っていただいておりますが、当該施設を維持するためには、維持管理経費等も必要となり、今後の事業推進や活性化、また、営利で施設を利用できないかというお話もございましたことから、今回新たに利用料金を設定するものでございます。利用料金につきましては、施設運営にかかるコストを利用者が使用する部分の面積を延べ床面積で割り、平米単価を算出し、料金設定をさせていただきます。

芝本教育長

わかりました。適正な利用料金であるということで、議会や市民からの理解も得られるようお願いいたします。

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第 1 号から議案第 4 号につきましては、提案どおり議決させていただきます。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございます。これで、令和元年度 5 月の定例教育委員会会議を終了いたします。